

は じ め に

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。そのため、家庭や地域における支えあいの基盤が弱まり、子育て家庭の支援や高齢者の介護、貧困の拡大など、様々な地域課題が浮き彫りになってきているのが現状です。

障がい福祉の分野でも、障がい者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児への支援、障がい者の地域における生活支援など様々な課題への対応が求められています。

また、本市では平成28年以降4年連続で、若者人口の社会減少傾向が続いています。そのため、社会減少の改善や少子化を抑制するため、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

さらに、令和元年度末からのコロナ禍により、地域活動が制限されたことで、人と人とのつながりが薄れているため、今後も感染防止に配慮しながら、つながりのある地域づくりを継続していくことが重要な課題となっています。

これらを踏まえ、すべての市民が、住み慣れた地域で、輝ける居場所を持ち、いつまでも自分らしく安心して暮らせる、活力のあるまちづくりを推進していきたいと考えています。

さて、本市では、平成29年度に「第3次鯖江市地域福祉計画」と「第4次鯖江市障がい者計画」を一体的に策定し、多様な課題に対応してまいりました。このたび、5年間の計画期間が満了することから、地域共生社会の実現に向け、多くの方々の御意見等をいただきながら、「第4次鯖江市地域福祉計画」、「第5次鯖江市障がい者計画」を策定いたしました。

特に「育てやすい 暮らしやすいまちづくり」、「みんな輝く 市民活躍のまちづくり」を念頭に、笑顔があふれる「めがねのまちさばえ」を目指し、本計画を着実に推進してまいりますので、皆様の御理解と「市民力」を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました鯖江市福祉のまちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました市民の皆様、福祉関係団体等の皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

鯖江市長

佐々木 勝久



鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。

わたしたちは、嚮陽（きょうよう）の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、あらたな飛躍をめざして誓います。

わたしたちは

清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水 そして花につつまれた
そんな美しいまちを守ります

心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり ともに喜びをわかちあえる
そんなほっとするまちを育てます

力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ限りなく未来を拓く
そんな躍動するまちをつくります

そして

夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。

ともに学び、ともに生きる鯖江市民です。

鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。

わたしたちは、嚮陽（きょうよう）の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、あらたな飛躍をめざして誓います。

わたしたちは

清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水 そして花につつまれた
そんな美しいまちを守ります

心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり とともに喜びをわかちあえる
そんなほっとするまちを育てます

力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ限りなく未来を拓く
そんな躍動するまちをつくります

そして

夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。

ともに学び、ともに生きる鯖江市民です。

◆「障がい者」の表記について「障 害」「障 が い」

本計画では、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、

「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記します。

障がいのある方は、心身面で、日常生活または社会生活に様々な制限を受けている方々のことを意味します。障がいがあっても自然に生活を営むことができるのが当たり前の社会であるとする※ノーマライゼーションが十分に発達すれば、日常生活または社会生活に制限を受けることからくる不利益は、解消されていくはずです。

しかしながら、私たちの社会は、まだまだノーマライゼーションが十分に浸透しているとは言えません。その結果、日常生活または社会生活に制限を受ける人々の生活を改善するために、様々な課題が山積みとなっています。そして、本計画も、その課題解決のための第一歩として策定するものです。

本計画においても、「障がい」と表記することにより、「害」という文字がもつマイナスイメージを払拭し、障がいのある人々に対する誤解や偏見、差別をなくしていこうという姿勢を表明します。

しかしながら、「障がい」とすることで、逆に、社会が未整備故に「害」を被っているという障がい者本来の問題を決して見失ってはなりません。日常生活または社会生活に制限を受けることからくる不利益を解消していくための計画づくりをめざします。

▽「害」の字における表記について

- (例)
- | |
|----------------|
| 単語＝障がいへの理解など |
| 熟語＝障がい者・障がい児など |

国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

- (例)
- | |
|-------------------------|
| 法令・制度＝身体障害者手帳、特別障害者手当など |
| 固有名詞＝障害者生活支援センターなど |

(注) 「※」のついた用語は、巻末の「用語解説」に掲載しています。

計 画 の 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉計画策定の背景	4
3	地域福祉計画の位置付け	6
4	地域福祉計画の期間	8
第2章	鯖江市の福祉を取り巻く現状	9
1	市勢	9
(1)	人口	9
(2)	年齢別人口	10
(3)	世帯数・世帯人員	11
(4)	出生数・出生率	13
(5)	死亡者数・死亡率	13
(6)	昼夜間人口比率	14
(7)	産業構造	14
(8)	女性就業率の推移	15
2	福祉の状況	16
(1)	要介護認定者	16
(2)	生活保護	16
(3)	ひとり親家庭	17
3	障がい者を取りまく状況	18
(1)	身体障がい者の状況	18
(2)	知的障がい者の状況	19
(3)	精神障がい者の状況	20
(4)	難病のある人の状況	21
(5)	障がいのある児童・生徒の状況	22
4	主な地域福祉活動団体	24
第3章	地域福祉計画	27
I	基本理念と基本目標	27
1	基本理念	27
2	地域福祉の圏域の考え方	28
3	基本目標	28
4	施策の体系	30
5	SDGsの視点の導入	31

Ⅱ 施策の展開	33
1 地域福祉を支える人づくり	33
(1) つながりのある地域づくり	33
(2) 福祉意識の高揚	38
(3) ボランティア活動の推進	41
(4) 多様な地域福祉の担い手づくり	46
2 情報提供・相談体制の充実と問題発見の仕組みづくり	48
(1) 情報提供の充実	48
(2) 重層的かつ包括的な相談支援体制づくり	51
(3) 地域の問題発見体制の整備	58
3 地域で支えあう仕組みづくりと施策の充実	62
(1) 地域福祉を促進する拠点と仕組みづくり	62
(2) 施策の充実	64
①地域保健医療の充実	64
②生活困窮者対策	68
③地域における介護予防、子育て支援等の推進	70
(3) 地域で支えあうネットワークづくりから地域包括ケアシステムの推進へ	77
4 権利擁護と安全・安心に暮らせるまちづくり	80
(1) 人権尊重と福祉サービスの質の確保	80
(2) 地域福祉権利擁護の推進	84
(3) 災害時の支援体制の充実	86
(4) 再犯防止における取組みの推進（鯖江市再犯防止推進計画）	89
(5) 成年後見制度に基づく権利擁護（鯖江市成年後見制度利用促進基本計画）	90
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	92
Ⅲ 重点事業（リーディングプロジェクト）	93
第4章 障がい者計画の策定にあたって	99
1 計画策定の背景	99
2 計画の位置付け	101
3 計画の期間	102
4 これまでの施策の評価	102
第5章 障がい者計画	105
Ⅰ 基本理念と基本目標	105
1 基本理念	105
2 基本方針	106
3 基本目標	106
4 施策の体系	108
5 本計画の基本目標とSDGsの関係	109
Ⅱ 施策の展開	111
1 お互いを理解し、ともに生きるまちづくり	111
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	111
(2) 権利擁護の推進	112
2 自分らしく生きるまちづくり	114
(1) 相談支援体制の充実	114

(2) 障害福祉サービスの充実	115
(3) 保健・医療サービスの充実	117
(4) 療育・保育・教育の充実	118
(5) 発達障がいのある人への支援の充実	121
(6) 精神保健福祉の充実	122
(7) 難病のある人への支援の推進	124
(8) 医療的ケア児への支援の充実	125
3 充実した生活を送るための支援	127
(1) 雇用と就労の促進	127
(2) 社会参加の促進	128
(3) 障がいのある人やその家族、団体への支援	130
4 安心・安全なまちづくりの推進	132
(1) 情報提供の充実	132
(2) バリアフリーの推進	133
(3) 防災・感染症対策等の充実	135
III 重点事業（リーディングプロジェクト）	138
第6章 計画の推進に向けて	141
1 福祉関連機関・市民との連携・協働	141
(1) 市民との連携（協働）	141
(2) 市社会福祉協議会と関係諸団体との連携	141
(3) 福祉・保健・医療の専門機関等の連携	142
(4) 市役所内の連携	142
2 進行管理・評価体制の構築	143
資料編	
1 鯖江市地域福祉計画等策定体制および策定経過	145
(1) 策定体制	145
(2) 鯖江市福祉のまちづくり審議会委員名簿	146
(3) 鯖江市福祉のまちづくり審議会設置条例	147
(4) 策定経過	148
2 前計画推進状況の評価	150
(1) 前地域福祉計画の評価	150
3 前計画目標値と実績	156
(1) 地域福祉計画	156
(2) 障がい者計画	157
4 地域福祉計画に関するアンケート調査結果	158
5 障がい者計画に関するアンケート調査結果	170
6 第6期鯖江市障がい福祉計画 第2期鯖江市障がい児福祉計画	189
用語解説	225

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化社会の進行や家族形態の変化、地域住民のつながりの希薄化など、年齢や障がいなどで支援を要する人々の状況はますます厳しくなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行による外出制限や活動の自粛で、人と人との交流の機会が減少し、地域のつながりはさらに希薄になっています。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため在宅時間が増えたことによる家族間の摩擦、社会的孤立やひきこもり、虐待や家庭内暴力、ホームレス、自殺など、様々な分野の課題が絡み合ったり、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えたりするなど複雑化しています。

これらの課題は、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

そこで、人々のライフスタイルや社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備がすすめられています。

本市では、平成19年度に「第1次鯖江市地域福祉計画」を策定、平成24年度には市民一人ひとりの参加と協働により福祉コミュニティの構築を目指した「第2次鯖江市地域福祉計画」を策定、平成29年度には、地域で暮らすすべての住民が助け合い、課題に取り組む体制づくりを目指した「第3次鯖江市地域福祉計画」を策定し、施策を推進してきました。

また、障がい者施策については、平成5年に「障害者基本法」が制定され、「障がい者計画」の策定義務が規定されました。障がいのある人の障がい内容や程度は様々で、かつ出生から老後までライフステージに応じて支援内容が変化するなど、ニーズに合わせた施策を提供していく必要があります。

近年、特に障がい者の虐待や差別的な行動が表面化するなど、共生社会への一層の取り組みが求められています。

今回、令和3年3月で両計画が期間満了となるため、令和3年度以降の指針を定めることを目的として、新たに社会福祉法第107条の規定に基づく「第4次鯖江市地域福祉計画」と障害者基本法第11条の規定に基づく「第5次鯖江市障がい者計画」を策定します。なお、両計画は、福祉のまちづくりにおいて関連する部分も多く、前計画と同様、一体的に策定します。

◎ 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※参考

(包括的な支援体制の整備)

第一百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 略

(重層的支援体制整備事業)

第一百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

◎ 障害者基本法

(障害者基本計画等)

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

2 地域福祉計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

地域には、高齢者、障がい者、子育てをしている人、若者、乳幼児などさまざまな人が生活しており、生活上の困りごと（生活課題）を抱えている人もいます。また、今は生活課題がなくても将来抱える人もいます。

しかし、これらの生活課題に対しては、行政だけの対応では限界があり、地域福祉の推進が大きな課題として認識されるようになりました。

そこで、生活課題を抱え支援を必要とする人（要支援者）が地域社会から排除されることなく、家族や地域社会の尊厳ある一員として認めあい、地域に住む住民同士がともに助けあい、支えあえる関係をつくりあげていくことが求められています。

地域福祉とは、それぞれの地域において全ての住民が人としての尊厳を保ち安心して暮らせるよう、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、^{*}NPO法人やボランティア団体、企業など、地域社会を構成するさまざまな活動主体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、地域住民の持つ生活課題を解決し、住みよい福祉のまちをつくりあげる取組みをいいます。

◎ 社会福祉法

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第五条 略

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(2) 鯖江市民主役条例の制定

平成22年4月「鯖江市民主役条例」が施行されました。市民の参加と協働によるまちづくりを行おうと提唱するもので、住民参加のもと、支えあい、助けあいの地域をつくろうとする地域福祉の理念と合致するものです。

市民主役条例制定都市として、積極的に地域福祉の推進を図る必要があります。

◎ 鯖江市民主役条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるといふ市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持って積極的にまちづくりを進めます。

2 わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。

3 わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。

4 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

3 地域福祉計画の位置付け

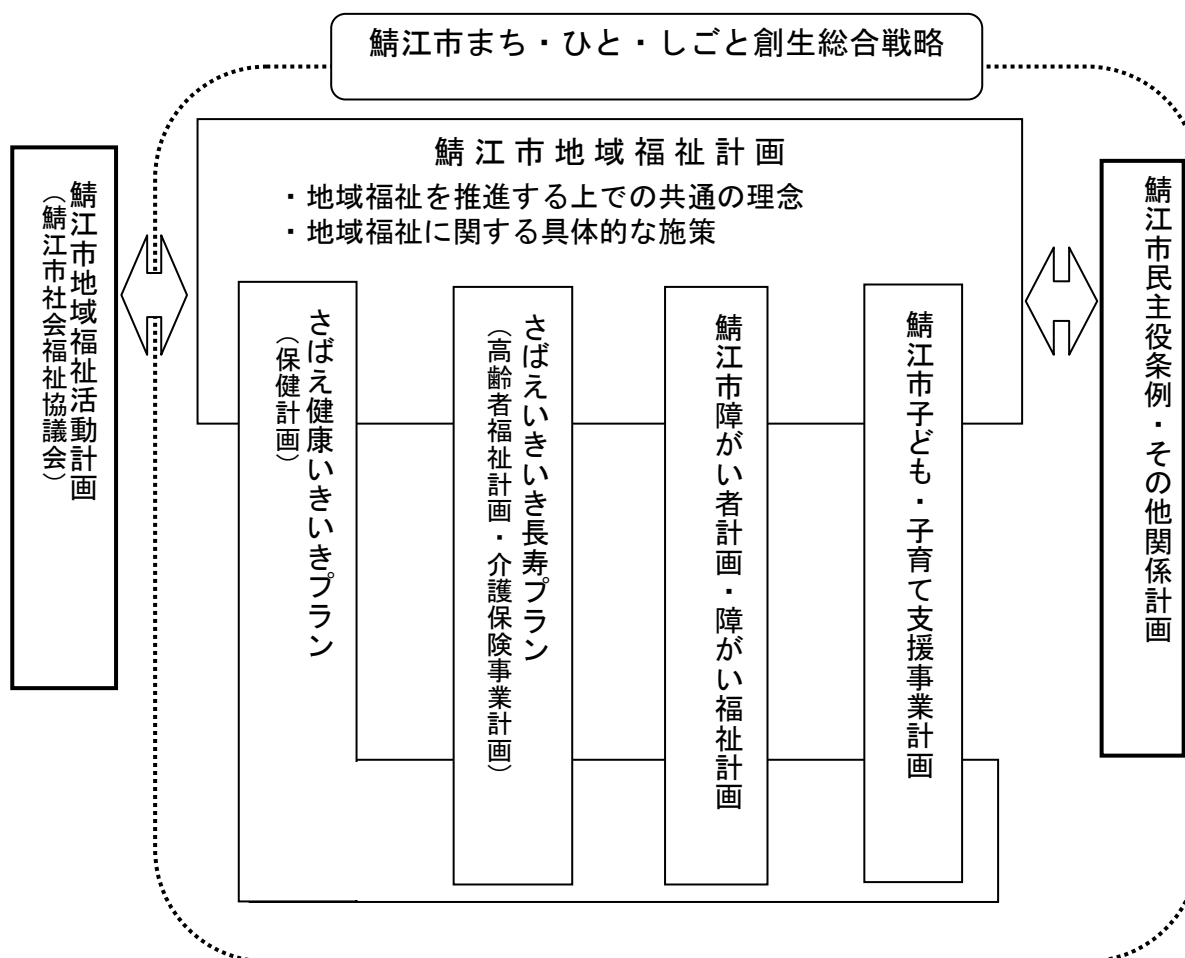
地域福祉計画は、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する指針となるものです。

本市では、子ども、高齢者、障がいのある人など対象者ごとに社会福祉に係る個別計画が策定されていますが、地域福祉計画は個別計画を総合化する機能を有しています。

これらの個別計画を総合化するにあたっては、地域福祉計画の中に個別計画の内容を全て網羅するのではなく、地域における生活を支える視点で各個別計画共通の理念を明らかにするとともに、その理念を実現するための施策を横断的に、かつ総合的に体系化することとします。

また、鯖江市市民主役条例の理念を取り入れるとともに、鯖江市社会福祉協議会の地域福祉活動計画や関係する行政計画とも連携しながら策定しました。

鯖江市地域福祉計画の位置付け



【鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

- | | |
|--------|------------------|
| ■基本目標Ⅰ | 魅力ある雇用の創出 |
| ■基本目標Ⅱ | 若者が住みたくなるまちの創造 |
| ■基本目標Ⅲ | 若くて元気なまちの創造 |
| ■基本目標Ⅳ | 安心して快適に暮らせるまちの創造 |

4 地域福祉計画の期間

地域福祉計画は、計画の開始年度を令和 4 年度とし、目標年度を令和 8 年度とする 5 か年計画とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

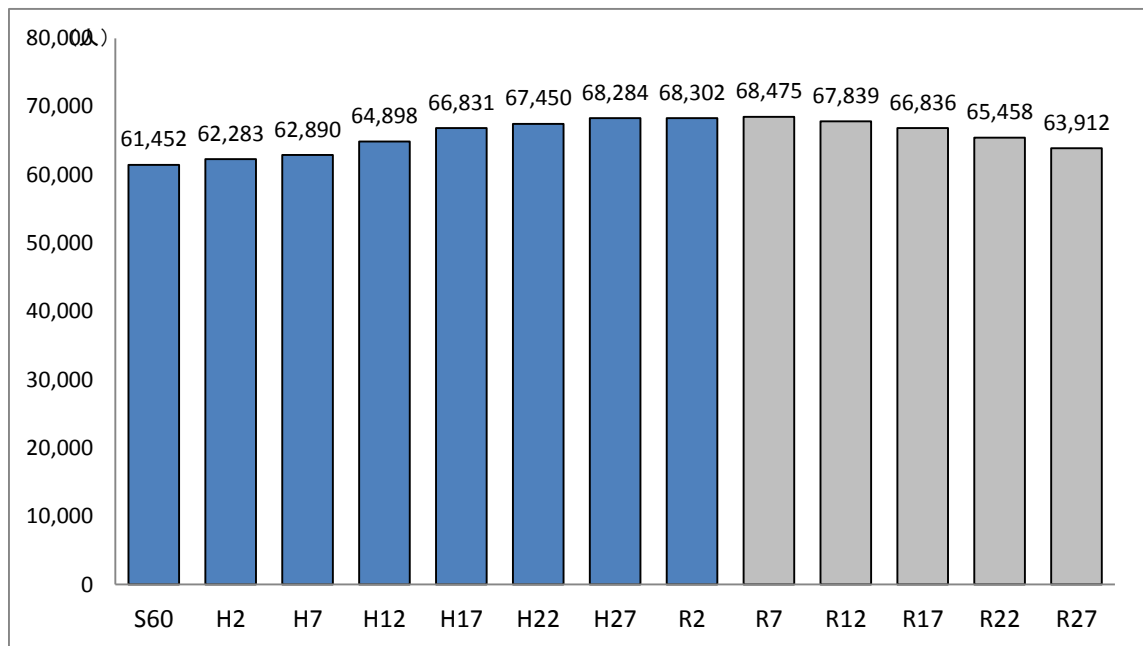
第2章 鯖江市の福祉を取り巻く現状

1 市 勢

(1) 人 口

本市の人口は着実な増加傾向が続いており、令和2年で68,302人、過去5年間の増加率は0.03%となっています。しかし、令和12年には減少に転じ、25年後の令和27年には64,000人を下回るまで減少することが予想されています。

■ 鯖江市の人口の推移



資料：国勢調査

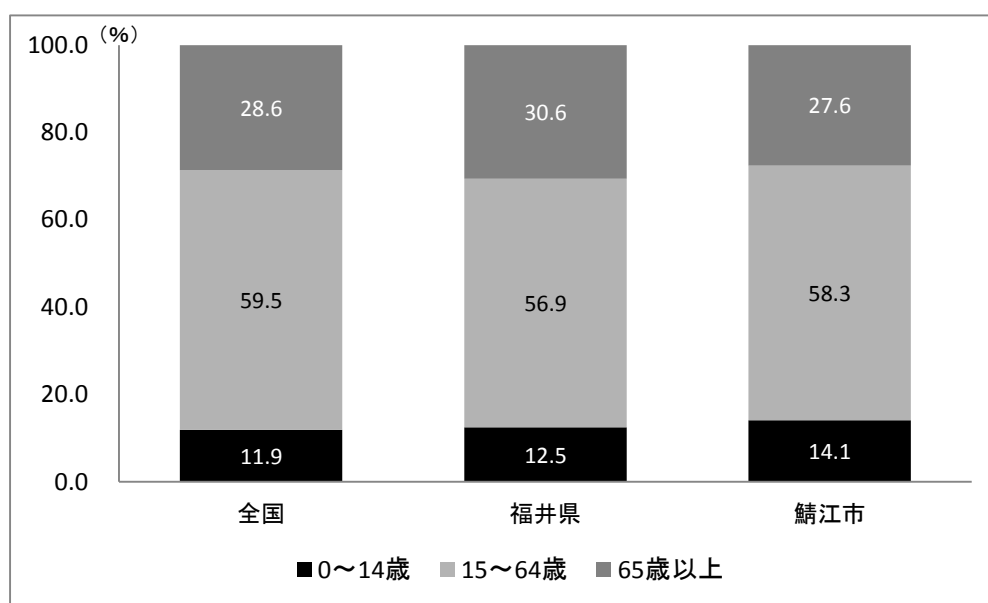
※令和7年以降の人口は、平成30年12月推計国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

(2) 年齢別人口

人口構造をみると、本市は県平均に比べて、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合がやや高く、老年人口（65歳以上）の割合が低くなっています。しかし、全国的には、福井県の高齢化率は高く、本市の高齢化率は決して低いとはいえません。4人に1人が65歳以上となっています。

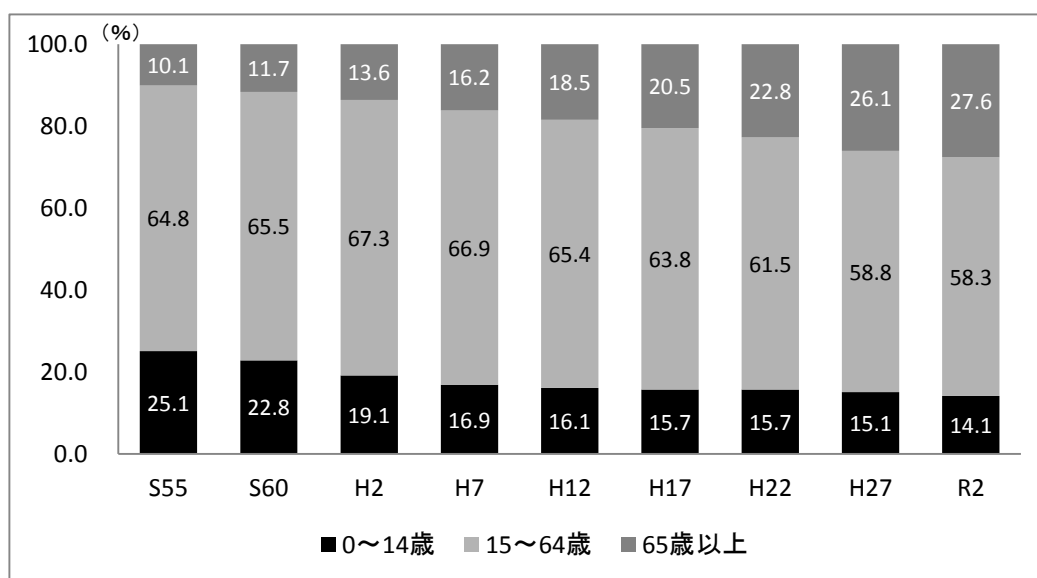
また、経年的には年少人口割合が低下し、老年人口割合が高くなっていることから、少子高齢化が着実に進行しつつあることがうかがえます。

■ 福井県、鯖江市の年齢区分別人口割合



資料：国勢調査（令和2年）

■ 鯖江市の年齢区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（令和2年）

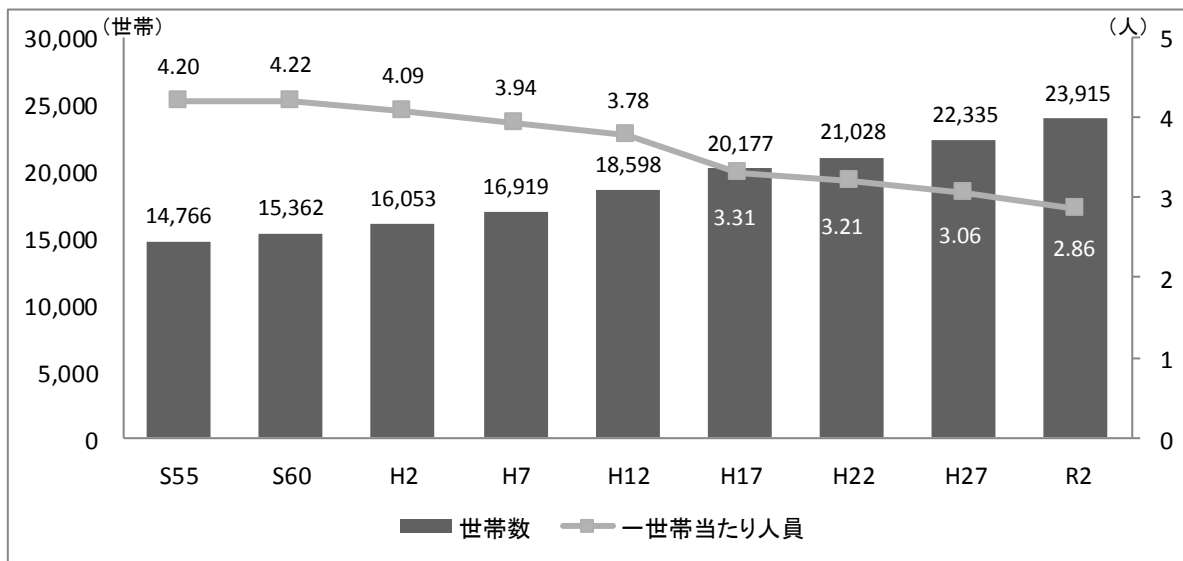
(3) 世帯数・世帯人員

本市の世帯数は増加傾向が続いており、令和2年で23,915世帯となっています。過去5年間の増加率は7.1%で、以前と比較すると高くなっています。(平成22年から27年にかけての増加率：6.2%)

一方、一世帯当たりの平均人員は2.86人で、全国の2.26人、福井県の2.63人に比べて多くなっていますが、経年的には減少傾向が続いています。

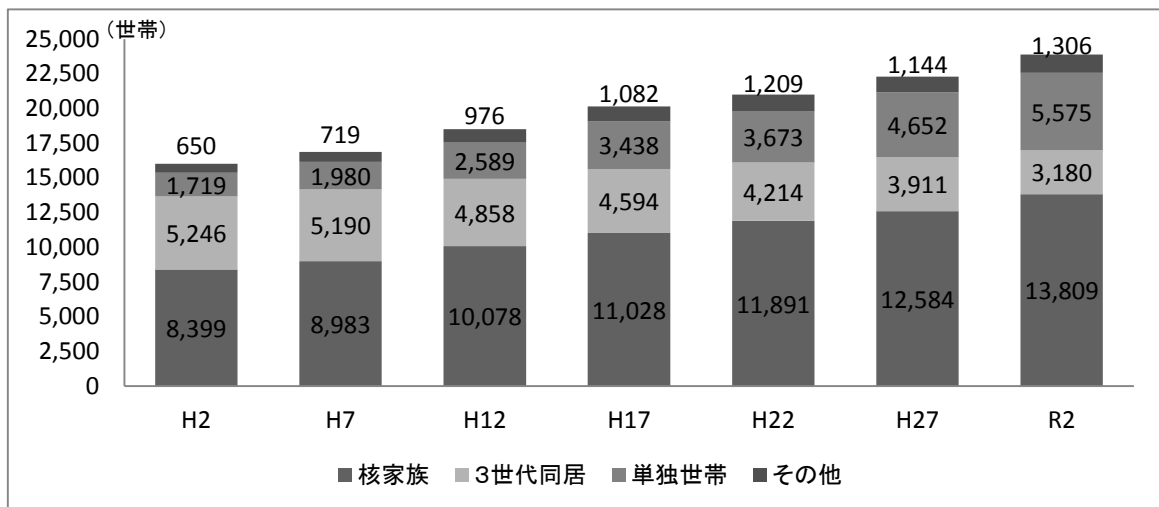
家族形態別にみると、核家族、単独世帯の割合が高くなり、3世代同居の割合が低くなりつつあります。

■ 鯖江市の世帯数、平均世帯規模の推移



資料：国勢調査（令和2年）

■ 鯖江市の一般世帯（施設等の世帯を除いたもの）における家族形態別世帯数の推移

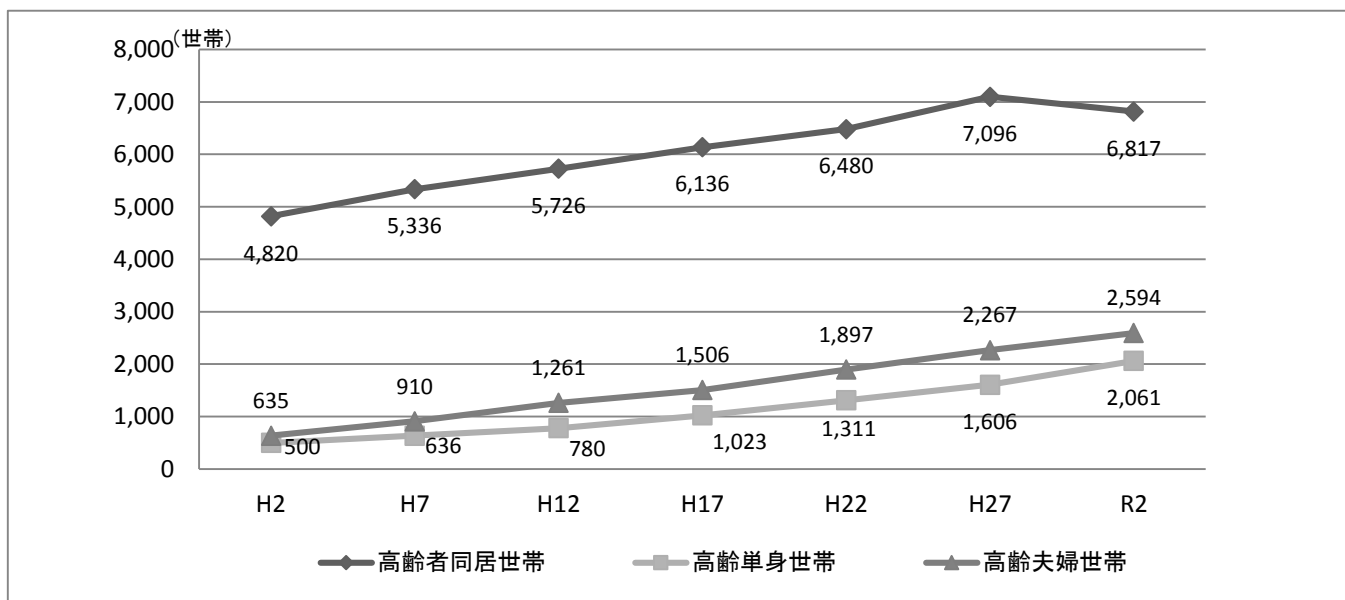


資料：国勢調査（令和2年）

第2章 鯖江市の福祉を取り巻く現状

高齢者のいる世帯の状況をみると、令和2年では65歳以上の高齢者同居世帯が6,817世帯（全世帯の28.5%）となっており、平成27年と比べると減少しています。高齢単身世帯が2,061世帯（8.6%）、高齢夫婦世帯が2,594世帯（10.8%）となっており、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は、経年的に増加傾向にあります。

■ 鯖江市の高齢者のいる世帯数の推移

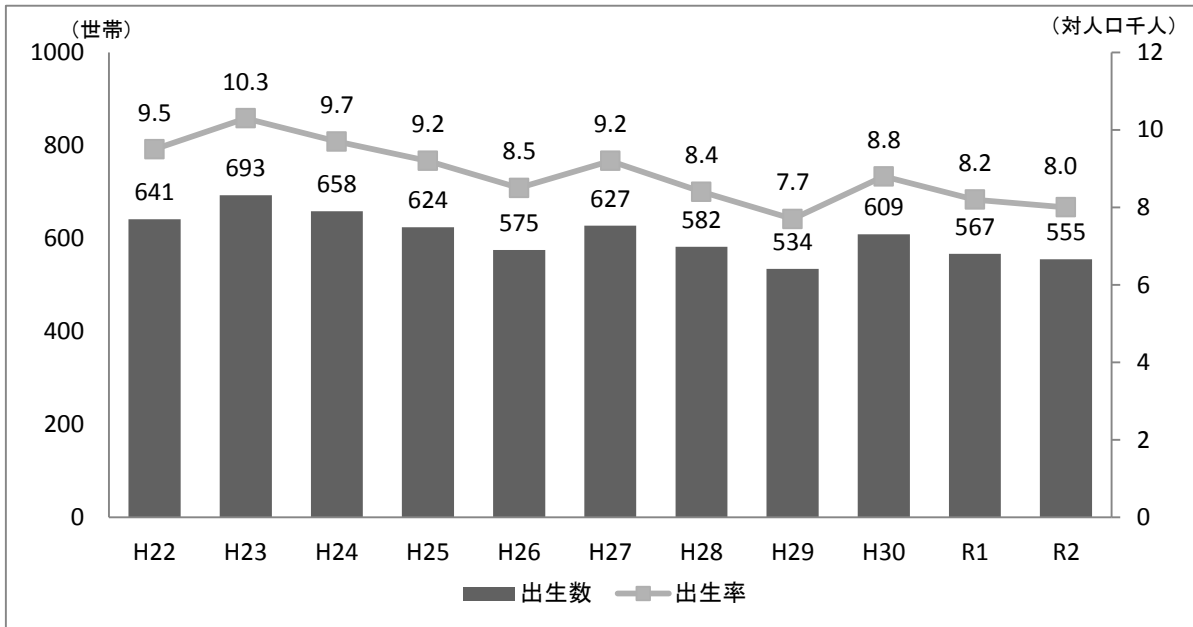


資料：国勢調査（令和2年）

(4) 出生数・出生率

本市の出生率（令和2年、人口千人対）は8.0、県の7.2に比べて高くなっていますが、近年の出生数、出生率は概ね減少傾向にあります。

■ 鯖江市の出生数・出生率の推移

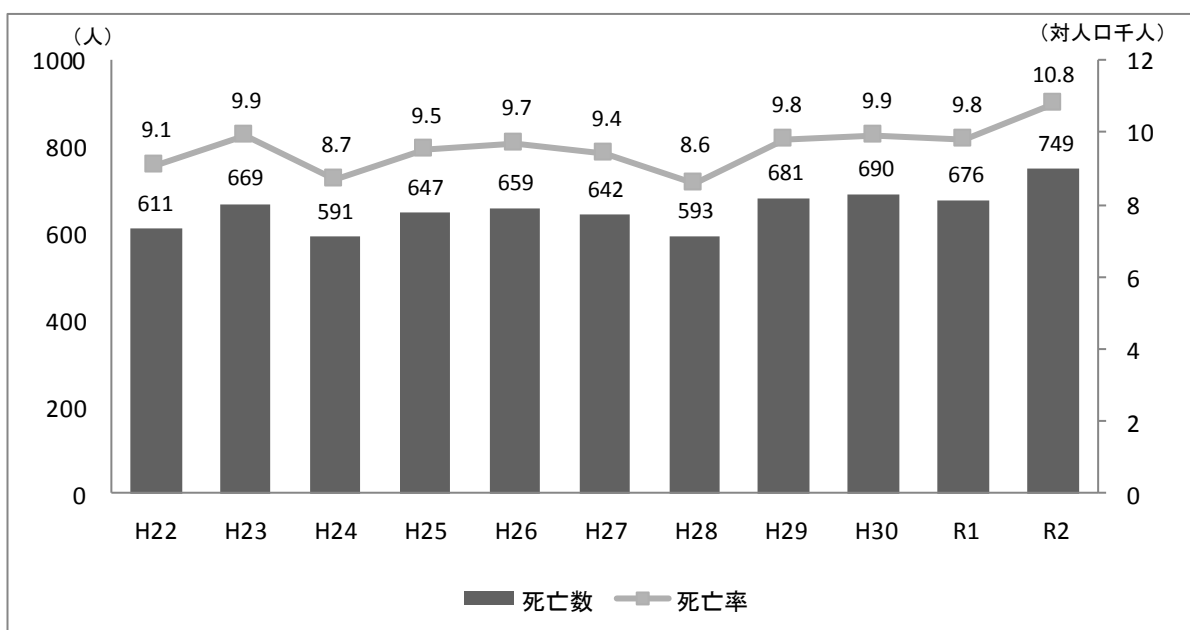


資料：福井県の人口と世帯

(5) 死亡者数・死亡率

本市の死亡率（令和2年、人口千人対）は10.8、県値12.2に比べて低くなっています。

■ 鯖江市の死亡者数・死亡率の推移



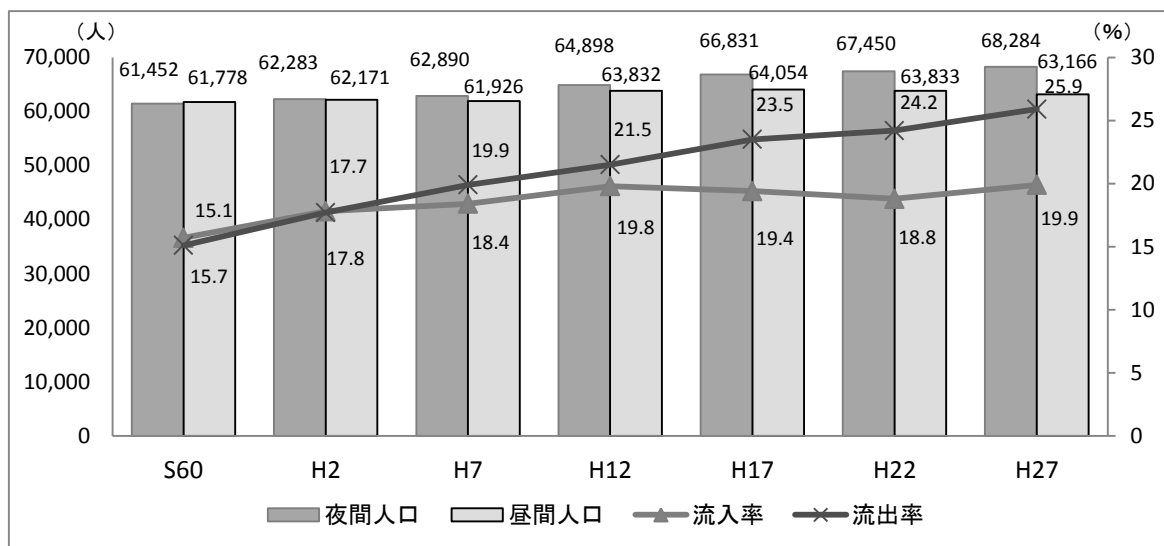
資料：福井県の人口と世帯

(6) 昼夜間人口比率

本市の昼夜間人口比率は、平成27年では0.925となっており、経年的にはほとんど変化がみられません。

流入、流出の状況をみると、流入率は平成22年に比べて増加し、流出率は経年的に増加傾向にあります。平成27年では流入率が19.9%、流出率が25.9%となっています。

■ 鯖江市の昼夜間人口と流出入率の推移

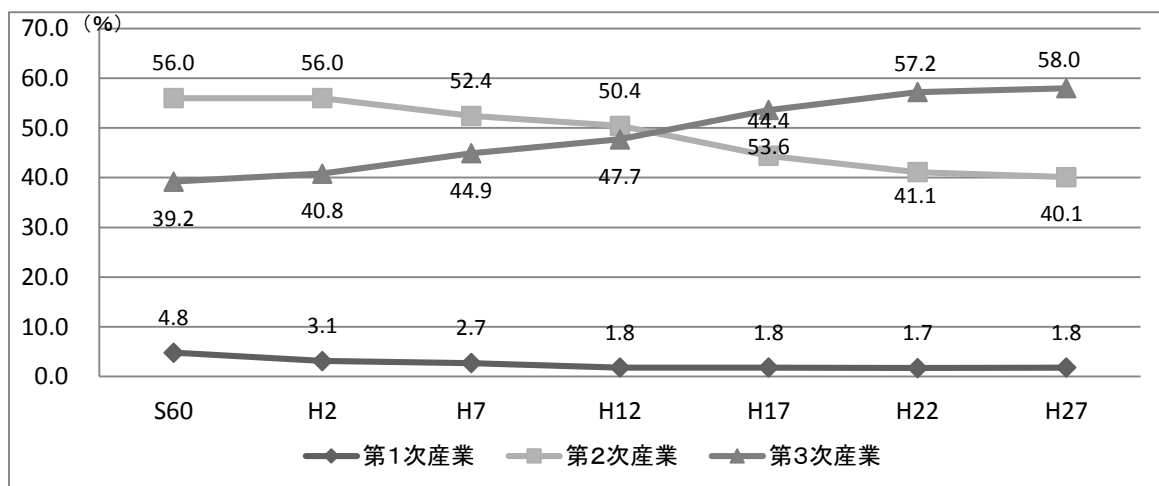


資料：国勢調査（平成27年）

(7) 産業構造

産業別就業者比率は、第1次産業は平成27年では1.8%となっており、ほぼ横ばいとなっています。第2次産業は平成7年以降減少傾向にあり、平成27年には40.1%となっています。第3次産業は増加傾向が続いており、平成27年には58.0%となっています。

■ 鯖江市の産業別就業比率の推移



資料：国勢調査（平成27年）

(8) 女性就業率の推移

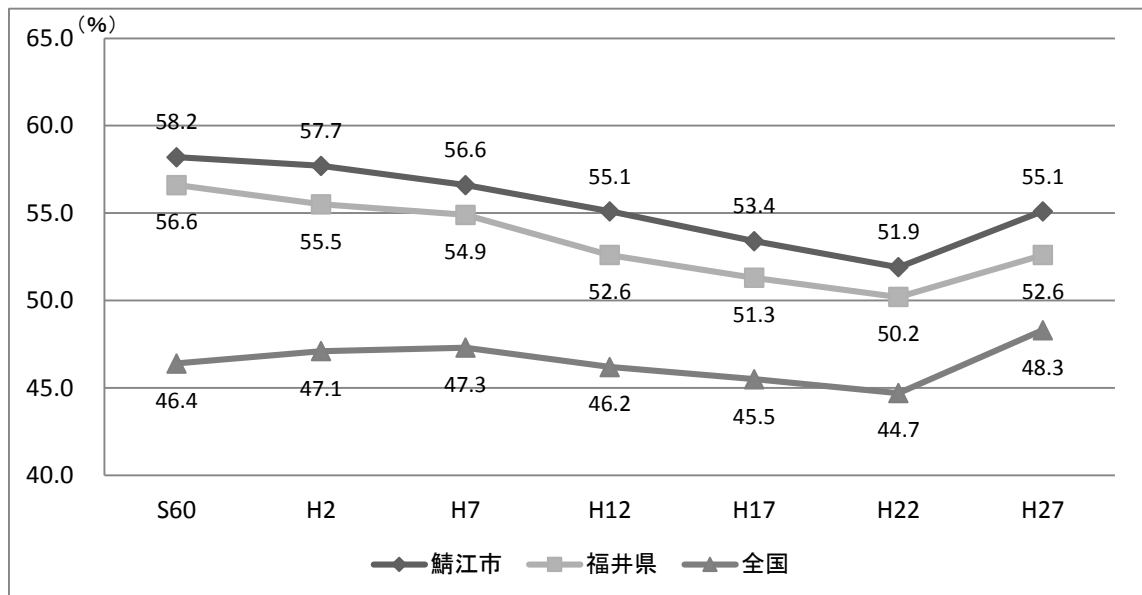
本市の女性の*就業率は平成27年で55.1%であり、平成22年と比べて増加しており、福井県や全国と比べても高い水準にあります。

また、平成27年の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児等が要因と考えられる30歳代で一旦低下し、40歳代でピークを迎え、その後徐々に低下していく傾向があります。

本市は概ね各年齢階層で福井県や全国を上回っており、特に出産や育児期にあたる30歳代から40歳代の各層で格差が大きくなっています。

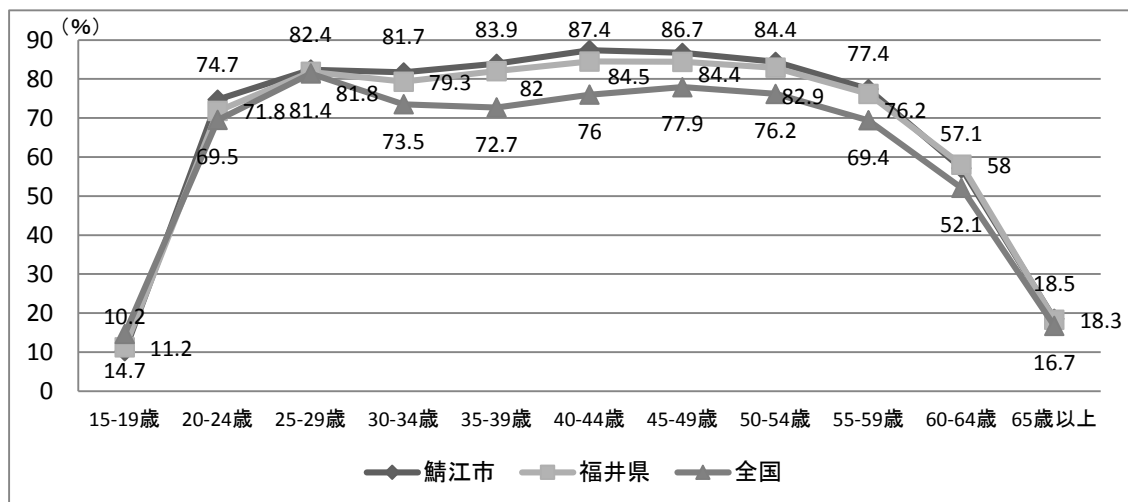
このように女性の就業率が高いことが本市の特徴とも考えられ、育児や介護における男女共同参画やさまざまな福祉サービス、社会全体で育児や介護を支える環境の充実が重要課題といえます。

■ 女性就業率の推移



資料：国勢調査（平成27年）

■ 鯖江市の女性の年齢階層別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

2 福祉の状況

(1) 要介護認定者

本市の第1号(65歳以上)被保険者の要介護認定者数は、令和2年度で第1号被保険者数18,775人に対し、2,969人であり、要介護認定割合は15.8%となっています。

要介護度別にみると、要介護2が24.7%と最も高く、次いで、要介護3(18.3%)、要介護1(16.7%)の順となっています。

要介護認定者数は年々増加し、傾向として要支援者は減少し、要介護者は増加しています。

■ 鯖江市の要介護度別認定者数

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
H28	154	430	608	688	505	371	270	3,026
H29	90	374	559	739	547	381	270	2,960
H30	119	383	550	738	545	406	289	3,030
R元	111	356	507	738	529	436	276	2,953
R2	112	365	496	735	543	441	277	2,969
構成比(%)	3.8	12.3	16.7	24.7	18.3	14.9	9.3	100.0

構成比はR2(令和3年3月末現在)

資料：介護保険事業月報(各年度末現在)

(2) 生活保護

本市の生活保護の状況をみると、令和2年度で被保護世帯数が117世帯、被保護者数が136人であり、被保護世帯数、被保護者数は平成29年度に一時的に減少したものの以降増加傾向にあります。

令和2年度の保護率(人口千人当たりの被保護者数)は1.96‰(パーミル)であり、前年度と対比すると増加傾向にあります。また世帯類型別にみると高齢が占める割合が増加しています。

■ 鯖江市の生活保護の状況(年間延べ人数)

年度	生活保護			扶助別人員								
	被保護世帯 (世帯)	被保護者 (人)	保護率 (‰)	生活 (人)	住宅 (人)	教育 (人)	介護 (人)	医療 (人)	出産 (人)	生業 (人)	葬祭 (人)	就労 (人)
H28	106	125	1.81	1,191	917	43	272	1,339	0	30	3	0
H29	104	123	1.78	1,265	956	34	247	1,204	0	28	2	1
H30	106	127	1.85	1,315	1,041	45	281	1,203	2	27	4	0
R元	118	131	1.91	1,291	1,053	11	289	1,306	0	27	1	0
R2	117	136	1.96	1,298	1,047	15	295	1,360	1	20	5	0

資料：社会福祉課(各年度末現在)

■ 鯖江市の生活保護の世帯類型

年度	総数 (世帯)	高 齢		母 子		傷病・障害		そ の 他	
		実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
H28	106	56	52.8	2	1.9	30	28.3	18	17.0
H29	104	54	51.9	3	2.9	28	26.9	19	18.3
H30	106	55	51.9	4	3.8	29	27.3	18	17.0
R元	118	64	54.2	3	2.5	35	29.7	16	13.6
R2	117	64	54.7	2	1.7	35	29.9	16	13.7

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) ひとり親家庭

本市のひとり親家庭数は、令和2年度で658世帯であり、うち母子家庭が610世帯となっています。

経年的には減少傾向となっています。

■ 鯖江市のひとり親家庭数の推移

(単位：世帯)

年度	母子家庭	父子家庭	合 計
H28	653	53	706
H29	643	50	693
H30	637	51	688
R元	611	50	661
R2	610	48	658

資料：子育て支援課（各年度末現在）

3 障がい者を取りまく状況

(1) 身体障がい者の状況

国の福祉行政報告例によると、令和2年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は497.7万人となっており、前年度に比べ、7.7万人（1.5%）減少しています。

本市の身体障害者手帳交付者数は令和2年度が3,099人で全人口の4.5%となっており、近年微減傾向にあります。

障がいの種類についてみると、肢体不自由が55.9%で最も多く、次いで内部障がい26.2%、聴覚・平衡機能障がい9.5%の順となっています。障がい種類別の年次推移をみると、肢体不自由は減少、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がいおよび音声・言語障がいはほぼ横ばいであり、内部障がいの増加率が高くなっています。

等級別にみると、1～2級の重度身体障がい者の割合は、令和2年度で44.5%と半数近くを占め、平成27年度とほとんど変化はありません。

また年齢別では65歳以上が7割以上を占め、年々、高齢化が進んでいます。

■ 身体障害者手帳交付者数の推移（鯖江市）

（単位：人）

	視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内 部	合 計
H28	246	282	18	1,848	784	3,178
H29	244	283	21	1,793	795	3,136
H30	250	291	20	1,763	808	3,132
R元	248	285	19	1,747	813	3,112
R2	243	295	17	1,731	813	3,099
構成比(%)	7.8	9.5	0.6	55.9	26.2	100.0

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：社会福祉課 各年度末現在

■ 等級別身体障害者手帳交付者数（鯖江市・令和2年度）

（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚	107	74	7	16	26	13	243
聴覚・平衡機能	8	79	35	72	1	100	295
音声・言語機能	1	3	6	7	0	0	17
肢体不自由	334	320	352	489	158	78	1,731
内 部	436	18	155	204	0	0	813
合 計	886	494	555	788	185	191	3,099
構成比(%)	28.6	15.9	17.9	25.4	6.0	6.2	100.0
平成27年度	896	507	615	790	186	181	3,175

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：社会福祉課 各年度末現在

■ 身体障害者手帳 年齢別所持者の変化（鯖江市）

（単位：人）

	0-17 歳	18-30 歳	31-64 歳	65 歳以上	合 計
H28	45	54	695	2,384	3,178
H29	43	59	672	2,383	3,157
H30	41	61	659	2,397	3,158
R 元	44	61	653	2,354	3,112
R 2	46	65	638	2,350	3,099
構成比 (%)	1.5	2.1	20.6	75.8	100.0

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：県障がい福祉課 各年度末現在

（2）知的障がい者の状況

国の福祉行政報告例によると、令和2年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は117.9万人で、前年度に比べ、2.8万人（2.4%）増加しています。

本市の療育手帳交付者数は令和2年度で590人であり、増加傾向にあります。また、年齢別にみると、18歳未満103人（17.5%）、18歳以上487人（82.5%）となっており、18歳以上の割合は年々増加しています。

等級別にみると、B2が41.5%で最も多く、次いでA1が32.7%となっており、経年的にはA2以外が増加傾向にあります。

■ 療育手帳交付者数の推移（鯖江市）

（単位：人）

	A 1	A 2	B 1	B 2	合 計
H28	182	5	143	193	523
H29	184	7	141	200	532
H30	191	7	148	221	567
R 元	194	7	145	235	581
R 2	193	9	143	245	590
構成比 (%)	32.7	1.5	24.3	41.5	100.0

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：社会福祉課 各年度末現在

※知的障がい者の障がいの程度 療育手帳区分

重度	A 1	重度の知的障がい（IQ35 以下）
中度	A 2	中度の知的障がい（IQ36～50）であって、3 級以上の身体障がいを合併している者
	B 1	中度の知的障がい（IQ36～50）
軽度	B 2	軽度の知的障がい

第2章 鯖江市の福祉を取り巻く現状

■療育手帳 年齢別所持者の変化（鯖江市）

（単位：人）

	A 1・A 2		B 1・B 2		計		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H28	27	164	84	258	111	422	523
H29	25	166	71	270	96	436	532
H30	26	172	88	281	114	453	567
R元	25	176	98	282	123	458	581
R2	21	181	82	306	103	487	590
構成比(%)	3.6	30.6	13.9	51.9	17.5	82.5	100.0

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：社会福祉課 各年度末現在

（3）精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2年度末で628人であり、経年的には増加傾向にあります。等級別にみると、特に2級が増加しており、平成28年度と比べると150人近く増加しています。

精神障がい者の在院（入院）者数は、令和2年度で155人、※自立支援医療（精神通院）受給者数は991人となっています。「入院医療中心から地域生活中心へ」という改革の基本理念を掲げている「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の推進により、本市でも入院者数は平成28年度と比べ減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（鯖江市）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
H28	20	294	118	432
H29	22	355	123	500
H30	24	393	141	558
R元	27	438	187	652
R2	29	448	151	628
構成比(%)	4.6	71.3	24.1	100.0

構成比はR2（令和3年3月末現在）

資料：社会福祉課 各年度末現在

■ 精神障がい者在院（入院）者、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（鯖江市）

（単位：人）

	入院者	自立支援医療受給者数
H28	169	976
H29	161	1,046
H30	162	1,106
R元	164	1,194
R2	155	991

資料：県障がい福祉課、社会福祉課 各年度末現在

※令和2年度の自立支援医療受給者数については、有効期間延長措置（新型コロナウイルス感染症対応）を受け、更新手続きを行わなかったものを含まない。

（４）難病のある人の状況

平成25年4月から、これまで制度の谷間であった難病等のある人を障害者総合支援法に定める障がい者の範囲に加えました。このことにより、障害者手帳を取得していなくても必要と認められた場合、障害福祉サービスを利用できることとなりました。障害福祉サービス等の対象となる疾病は、令和3年11月から366疾病となっています。

また、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」による*特定医療費（指定難病）支給認定制度の対象疾病の「指定難病」は、令和3年11月から338疾病となっています。

難病のある人の正確な実数を把握することは困難ですが、統計としては特定医療費（指定難病）支給認定制度による公費負担受給者数が、令和2年度で524人となっており、対象疾病の増加に伴い、今後も増加が見込まれます。

■ 特定医療費（指定難病）受給者数（鯖江市）

（単位：人）

	特定医療費（指定難病）受給者数
H28	486
H29	451
H30	461
R元	484
R2	524

資料：丹南健康福祉センター 各年度末現在

(5) 障がいのある児童・生徒の状況

保育園の入所状況では、平成30年度から※医療的ケア児1名が入所しており、看護師を配置しています。障がい児や発達障がい児、気になる子は、増加傾向にあります。

特別支援学校児童・生徒数では、小学1年から6年までの小学部については、平成28年度の13人から令和2年度は27人と年々増加しています。

また、特別支援学級の学級数については令和元年度までは増加傾向で、令和2年度は減少していますが、小学校の児童数については増加傾向です。

■ 保育園の入所状況（鯖江市）

（単位：人）

	H28	H29	H30	R元	R2
入所児童数	2,538	2,531	2,414	2,523	2,583
*1 障がい児保育対象児童	8	10	12	14	14
*2 ふれあい保育対象児童	19	29	30	25	22
医療的ケア児	0	0	1	1	1
*3 気になる子	210	316	352	354	307

資料：保育・幼児教育課 各年度5月末現在

*1 障がい児保育対象児童

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得の額により手当の支給を停止された場合を含む。）または、国が指定する難病にかかっており、定常的に医療的ケアが必要な児童

*2 ふれあい保育対象児童

障がい児保育の対象とはならないが、中軽度の障がいを有する児童で、福井県こども療育センター等の専門機関または福井県の保育カウンセラー配置事業費補助金実施要綱第5条に基づき鯖江市長が任命した保育カウンセラーにより、別に定める対象基準に該当すると判定された児童、または療育手帳A1～B2ならびに障害者手帳1～4級の交付を受けている児童

*3 気になる子

発達障がいや知的障がいなどの疑いまたは環境や育て方に問題があると思われる児童で、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいや精神遅滞・言語発達遅延などが疑われる児童

■ 特別支援学校の児童・生徒数（鯖江市）

（単位：人）

	H28	H29	H30	R元	R2
幼稚部	0	0	0	1	1
小学部	13	16	18	20	27
中学部	24	24	19	13	9
高等部	47	45	41	43	52
合計	84	85	78	77	89

資料：学校教育課 各年度5月1日現在

■ 特別支援学級の児童・生徒数（鯖江市）

（単位：人）

		H28	H29	H30	R元	R2
小学校	学級数	18	19	20	23	21
	児童数	65	61	56	69	73
中学校	学級数	7	9	10	11	8
	児童数	31	45	55	58	48
合計	学級数	25	28	30	34	29
	児童数	96	106	111	127	121

資料：学校教育課 各年度5月1日現在

4 主な地域福祉活動団体

〔1〕 鯖江市社会福祉協議会

鯖江市社会福祉協議会（市社会福祉協議会）は、社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的」とし、全戸会員制をとっている民間の福祉団体です。主な事業としては、社会福祉を目的とする事業の企画および実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成等があります。

本市では、地区単位で地区社会福祉協議会が設置されています。活動内容は、地区によって異なりますが、区長会や単位民生委員児童委員協議会など地域の団体で構成されています。

〔2〕 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、地域の中で福祉の相談助言を行う人たちであり、民生委員法によってその職務等が定められています。また、高齢者の見守り、児童虐待の防止、災害時支援など新しい業務にも取り組んでいます。民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねることになっています。その中でも、主任児童委員は主に児童の問題を扱っています。

本市全体で、民生委員・児童委員は132人います。

民児協	地 区	人 数(人)	地 区	人 数(人)
南部	鯖江地区	26 (2)		
北部	神明地区	32 (2)		
東部	新横江地区	10 (1)	中河地区	9 (1)
	片上地区	5 (1)	北中山地区	6 (1)
	河和田地区	11 (1)		
西部	立待地区	14 (1)	吉川地区	11 (1)
	豊地区	8 (1)		
計		132 (12)		

※ () は、主任児童委員の人数を再掲

〔3〕 町内会（区）

町内会（区）は、地縁により住民が自主的に作った団体です。この構成員が負担する会費によって運営され、いろいろな事業が行われています。

町内会は、住みよいまちづくりを目指し、地域住民のコミュニケーションづくりを図るとともに、行政に対し住民の声を反映させるため、地域住民と行政とのパイプ役としても積極的に活動しています。

現在本市には、153の町内会（区）があります。

〔4〕 福祉委員

福祉委員は、社会福祉協議会により設置されたもので、町内ごとに1～2名委嘱され、地区の敬老会や町内のふれあいサロンの運営などに取り組んでいます。

令和3年4月1日現在、147町内に176人が委嘱されています。

〔5〕 ボランティア

鯖江市ボランティアセンター（市ボランティアセンター）に登録されているボランティア団体の数は、食事作り3団体、音訳1団体、点訳4団体、手話2団体など、令和3年12月末現在で57団体となっています。

また、個人登録では、外出付き添いボランティア44人、レクリエーションサポーター9人、栄養サポーターサロンボランティア15人、傾聴ボランティア20人、配食ボランティア14人などで、合計539人が登録されています。

市ボランティアセンターに登録された団体や個人以外にも、いろいろな分野でボランティア活動をしている団体や個人がいます。

〔6〕 NPO法人

NPO法人は、平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」に基づく法人です。営利を目的とする株式会社や有限会社などと異なり、非営利で自発的な社会活動を継続して行う法人のことを指します。

本市には、24のNPO法人があり（令和3年11月末現在）、福祉・保健・医療、まちづくり、子どもの健全育成などさまざまな分野で活動しています。

〔7〕 福祉関係団体

多くの福祉関係団体が地域で活動しています。主な団体は次のとおりです。

団 体 名	
鯖江市赤十字奉仕団	鯖江市身体障害者福祉連合会
鯖江市心身障害児（者）協会	鯖江市遺族連合会
鯖江地区保護司会	鯖江市老人クラブ連合会
鯖江地区更生保護女性会	鯖江市保育協議会
鯖江市婦人福祉協議会	鯖江市児童館児童センター連絡協議会
鯖江市母子寡婦福祉連合会	鯖江市地域で育む子育て支援ネットワーク委員会
鯖江市肢体障害者福祉協会	鯖江地区BBS会
鯖江市聴覚障害者友の会	鯖江市視覚障害者福祉協会
精神保健ボランティアグループ みちくさの会	地域家族会つつじ会
鯖江市精神障がい児（者）福祉協会	鯖江市愛育会
鯖江地域ファミリーサービスクラブ	

